

広川町 こどもの居場所づくり 支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、こどもが地域で安心して過ごせる居場所づくりを推進するため、こどもの居場所づくり活動に取り組む団体に対して行う広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、広川町補助金等交付規則（平成18年広川町規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、こどもの居場所づくり活動とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 年間を通じて定期的にこども等の食事の支援（こども食堂、こども宅食、フードパントリー等）及び生活支援（文房具、生理用品その他こどもの生活に必要な物品の提供）を行う活動
- (2) 夏休み、冬休み等の長期休暇期間において、こども等の居場所の提供と合わせて、こども宅食、フードパントリーその他の方法により実施する食事の支援を行う活動
- (3) こどもに対する多様な人物との出会いを通じて将来像を考える機会、屋外活動、プレーパーク等の体験機会、その他の多様な体験及び学習支援を行う活動
- (4) その他町長が必要と認める活動

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、町内でこどもの居場所を運営するボランティア団体、特定非営利活動法人その他の民間団体であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内に活動拠点を有し、事業を実施できる 2 人以上の団体であり、代表者が定められていること。

- (2) 政治的又は宗教的活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 営利又は勧誘を目的とした活動でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び広川町暴力団排除条例（平成22年広川町条例第1号）に規定する暴力団及びそれらと密接な関係を有する団体でないこと。
- (5) 適切な会計処理を行う体制が整っていること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条に規定する団体が実施することもの居場所づくり活動であって、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内で実施されるものであること。
- (2) 年間を通じて年6回以上を計画的に運営し、1年以上継続して事業を実施すること。
- (3) 利用料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること。
- (4) 主な利用者は、町内に居住することもの及びその保護者であること。
- (5) 利用者の安全管理が適切に行われていること。
- (6) こども食堂を行う場合は、衛生管理、こどもの食物アレルギーの有無等に十分配慮すること。
- (7) 参加しているこどもの様子を見守り、支援を必要とするこども又は保護者については、個人情報保護に配慮しつつ、関係機関と連携し、必要な支援に結び付けることができるよう、発見後速やかに（原則として7日以内に）町と情報共有を図ること。

（補助金の種類等）

第5条 補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 開設補助金
- (2) 拡充補助金
- (3) 運営補助金
- (4) 追加支援加算

（補助対象経費等）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費とする。

2 国、県又は本町その他の地方公共団体から補助金その他これに準ずるものの交付を受けたものは補助対象経費としない。

（補助額等）

第7条 補助対象経費に係る補助金の交付額は、別表第2に定めるものとする。ただし、追加支援加算の交付は、運営補助金の交付決定を受けた団体に限るものとする。

2 拡充補助金は、既存団体のうち、次の各号のいずれにも該当する団体を対象とする。

(1) 当該こどもの居場所を最初に開設した日から5年以上が経過していること。

(2) 過去5年以内に、この告示による開設補助金又は拡充補助金の交付を受けていないこと。

3 補助金の額は、次の各号の金額のうち、いずれか少ない方の額とする。

(1) 補助対象経費の実支出額と別表第2に定める補助限度額を比較して少ない方の額

(2) 補助対象事業の総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額

4 前項により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 追加支援加算は、次の各号のいずれかに該当する場合に、月額5,000円を加算する。

(1) 学習支援を併設する場合又は体験機会の提供をする場合

(2) 長期休暇期間中（夏休み、冬休み又は春休み）に平均週3回以上の活動を実施する場合

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体（以下「申請者」という。）は、広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 構成員名簿
- (4) 団体の規約、会則又はこれらに類する書類
- (5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、規則第7条に定める補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第10条 前条の交付決定を受けた団体（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに、広川町こどもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書（様式第5号）
- (2) 収支決算書（様式第6号）
- (3) 領収書等実施に要した経費を支払ったことを証明する書類
- (4) 事業の実施状況が分かる資料（写真等）
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める補助金等交付額確定通知書により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条の規定により確定した額を補助対象事業の終了後に交付するものとする。ただし、町長が補助対象事業の性質上適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条に定める補助金等交付（概算払）請求書を町長

に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 町長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し規則第16条に定める補助金等返還命令書により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表第1 (第6条関係)

補助区分	補助対象経費	内容
開設補助金及び 拡充補助金	消耗品費	食器、調理器具、テイクアウト用容器、洗剤、ごみ袋、消毒液、書籍、教材、レクリエーション用品、事務用品等
	印刷製本費	広報用チラシ、ポスター作成、印刷等
	修繕費	事業の実施に必要な修繕・改修費
	備品購入費※	食事等の提供に係る冷蔵庫、炊飯器等の家電、家具、学習支援用長机等
	その他町長が事業の開設準備や拡充に必要と認める経費	
運営補助金	人件費	ボランティアや外部講師の謝金

		等人件費、交通費、研修費（食品衛生責任者養成講習会受講料等）
	消耗品費	食器、調理器具、テイクアウト用容器、洗剤、ごみ袋、消毒液、書籍、教材、レクリエーション用品、事務用品等
	印刷製本費	広報用チラシ、ポスター作成、印刷等
	食材費	こどもに提供する食事の材料費、おやつ代等
	光熱水費	活動場所の電気・ガス・水道代等
	通信運搬費	郵送料
	保険料	ボランティア保険料、イベント保険料等
	使用料及び賃借料	会場使用料、その他事業に使用する賃借料
	その他町長が事業の運営に必要と認める経費	

※備品とは物品の性質、形状を変えることなく、比較的長期の使用に耐えるもの

別表第 2（第 7 条関係）

補助金の種類	補助条件等	補助限度額等
(1) 開設補助金	新規開設を行う団体に限る。	上限200,000円 (1回限り)
(2) 拡充補助金	開設から5年以上経過し、かつ過去5年以内に本補助金（開設・拡充）の交付を受けていない既存団体に限る。	上限100,000円
(3) 運営補助金	新規・既存を問わず、要件を満たす全ての団体が対象。年	月額 10,000円 (上限)

	間を通じて年6回以上を計画的に実施すること。	
(4) 追加支援加算	運営補助金の交付決定を受けた団体のうち、学習支援を併設する場合又は体験機会の提供をする場合若しくは長期休暇期間中に平均週3回以上の活動を実施すること。	月額 5,000円

※(1)から(3)の補助限度額は、補助対象経費全体の上限とし、備品購入費は、補助限度額の範囲内で計上すること。

様式略